

学校給食における 食物アレルギー対応の基本方針

平成30年4月

諏訪市教育委員会

1. 策定の背景及び趣旨

諏訪市では、食物アレルギーを有する児童・生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食を提供している。これまで「食物アレルギー学校対応マニュアル」を作成し、より安全で安心なアレルギー対応食を目指し、保護者をはじめとする関係者と連携・協力し進めてきた。

ここで、食物アレルギーを持つ児童生徒の増加、その症状の重篤化から学校生活における食物アレルギー事故の予防に更に取り組むために、文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」と、長野県教育委員会から示された「学校における食物アレルギー対応の手引き」を参考に、「学校給食における食物アレルギー対応基本方針」を策定する。

また、学校給食は「食育」を推進するためにも、重要な教育の場として、自校方式による給食提供を行っており、今後もこの考え方を基本とし学校給食を実施する。

しかし、現在の自校方式による人員・施設設備の中で、食物アレルギー対応方法のあり方を考えた場合、安全に対する不安が否めない状況である。

今後、食物アレルギー対応のための人員・施設設備等を整備することは困難であることから、この基本方針をもとに食物アレルギーによる事故発生の不安材料を極力除去し、安全で安心な学校給食を提供していく。

2. 諏訪市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒であっても、他の児童生徒と同じように給食時間や学校生活を安全かつ楽しんで過ごせることを目指し、次の基本方針を定める。

－諏訪市学校給食における食物アレルギー対応基本方針－

- (1) 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、「安全性」を最優先する。
- (2) 食物アレルギー対応委員会等を校内に設置し、児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。
- (3) 医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- (5) 学校の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (6) 教育委員会は、食物アレルギーについて一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

(1) 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも「安全性」を最優先とする。

① 最優先されるべきは“安全性”

学校給食で最優先されるべきは、「安全性」である。従来の栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分確保される方法で検討する。

② 二者択一の給食提供

「安全性」確保のために従来の多段階の除去食提供は行わず、原因食物を『提供するかしないかの二者択一』を原則的な対応とする。

二者択一とは、牛乳アレルギーを例に以下のように説明される。

従来の多段階対応では、1) 完全除去、2) 少量可、3) 加工食品可、4) 牛乳を利用した料理可、5) 飲用牛乳のみ停止など様々なレベルがあった。これを個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり負担が増えるばかりか、事故の温床にもなる。このため、二者択一、つまり完全除去か、他の児童生徒と同じように全ての牛乳・乳製品を提供する、どちらかで対応する。多段階対応はしない。但し、例外として、原因食材が中心献立・主菜または食育の観点から必要性のある場合には、代替食品を補う。(例として、行事食、伝統食など)

③ 除去食の提供（完全除去）

学校給食として提供される除去食は、各学校の調理環境や能力（施設設備、体制、人的環境）、児童生徒の食物アレルギーの個々の実態を踏まえ、食物アレルギー対応委員会で決定する。

④ 二者択一で除去食とした場合の児童生徒及び保護者への配慮

これまで一定のレベル以上の給食を安全に食べられていた児童生徒が、完全除去となるため、後退を問題にされる可能性がある。

⇒個人で考えれば、一部児童生徒で二者択一が対応の後退に映るが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的がある。こうした説明を保護者に丁寧に説明し、理解を得る。

教職員は、食物アレルギー児童生徒の視野に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応を行う。

また、対象の児童生徒が、その発達段階に応じて、自己管理能力を身につけ、将来に向けて自立できるよう支援する観点からも、食物アレルギーを正しく理解するよう教育活動の中での指導を徹底する。

⑤ 保護者との連携

アレルギー対応に伴う弁当対応を行う場合、保護者とのコミュニケーションを密に図ることが重要である。保護者が基本方針を十分に理解し、学校が保護者から必要な協力を得られるよう信頼関係構築のため、学校及び教育委員会がそれぞれの役割を果たすことが必要である。

(2) 食物アレルギー対応委員会等を校内に設置し、児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。

①設置の趣旨・委員構成

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定する。また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練、校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

【委員構成と主たる役割の例】 ※委員の構成は学校の状況に合わせて決定すること。

	職 名	役 割
委員長	校 長	対応の総括責任者
委 員	教 頭	校長補佐、指示伝達、外部対応
	教 務 主 任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養 護 教 諭	実態把握、主治医や学校医との連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保 健 主 事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給 食 主 任	栄養教諭等の補佐、各学校における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連絡、事故防止

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

※必要に応じて、委員会に教育委員会の担当者、学校医、調理員代表、関係保護者、主治医等を加えることもできる。

②給食対応の基本方針の決定（各学校の実情を踏まえ）

学校給食に係る環境は、各学校の調理施設の状況、人的配置の状況、対応を必要とする児童生徒数等により異なる。委員会では、諏訪市教育委員会の基本方針と各学校の状況を踏まえ、学校給食における様々な取り決め、ルール、マニュアル等の協議、決定を行う。

※誤食事故防止のためルールを定める。

例) 献立内容・給食当番の役割確認

配膳・片付け・喫食時・交流給食などの注意事項

③面談における確認事項

食物アレルギー対応の開始前には、必ず個別面談を実施する。この個別面談には、校長・教頭・実務者（栄養教諭・学校栄養職員・養護教諭・学級担任等）が必ず出席し、学校生活管理指導表の確認と食物アレルギー対応委員会で決定した事項について保護者から聴取する。また、面談は事前に保護者から提出を受けた書類に記載された事項を補うとともに、教育委員会や学校の基本方針を理解してもらうための良好な関係を築く場とする。

【聴取する事項】

- ・過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ・家庭での対応状況
- ・当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき必要事項
- ・薬（エピペン®等）の持参希望の有無（緊急時薬使用依頼書、主治医の指示書）
- ・緊急時の対応連絡先・方法
- ・学校内の児童生徒並びに保護者への該当児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについて了解を得ること 等

【情報提供する事項】

- ・給食提供の可否（除去食提供・当日献立による部分提供・弁当対応等）
- ・給食献立並びに詳細な食材情報の提供
- ・持参する弁当の学校での保管場所・方法
- ・薬（エピペン®等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法等）
- ・緊急時の対応
- ・アレルギーによる返金（飲用牛乳・主食）

④対応の決定と周知

個々の給食対応の詳細を決定し、保護者へ決定内容を通知し、了解を得る。また、決定した個別の取り組みプランを全教職員間で共有できるように周知する。

⑤ 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

事故の把握と把握のためのシステムを構築する。

事故の原因を究明する。まず、関係者の聞き取りを行い、原因が判明したら、危機管理体制に基づく的確な行動ができたか検証し、防止対策を協議・決定し、周知運用する。

すべての事故及びヒヤリハットの事例について、市教育委員会へ報告する。

※事故防止のために

- ・校内危機管理体制を構築し、関係機関と連携を進める。
- ・全職員を対象に、対応訓練や校内外の研修を企画・実施する。

（３）医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

①ガイドラインによる対応を基本

学校におけるアレルギー対応は、（公財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による対応を基本とする。

②学校生活管理指導表の提出を必須とする。

安全・安心な給食を実現するためには、医師の診断や指示、指導等は欠かすことができないため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とし、対応が必要な児童生徒を限定する。

また、成長に伴って食物アレルギーの状況も変化することから、「学校生活管理指導表」は、変化がない場合でも１年に１度の提出を求める。

③保護者の同意

学校給食における除去食・給食停止の申請を受けるにあたり、以下の項目について保護者から同意を得る。

- ・学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、学校生活管理指導表の内容を教職員・消防関係者等で共有すること。
- ・食物アレルギー除去食の実施にあたり、微量混入の可能性があること。
- ・保護者の責任において、学校給食アレルギー表示献立表を確認すること。

(４) 安全性確保のため、原因食物の除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

①誤食・誤配を防止するために

学校給食における食物アレルギー対応で、最優先すべきは“安全性”である。“安全性”を確保するためには、給食調理や作業の単純化等の軽減が必須である。

このため、学校生活管理指導表により対応者や対応食品を精選し、必要最小限の除去とする。また、個別対応はせず、事故防止の観点から原因食物の完全除去対応（二者択一）とする。

②使用する頻度を検討する食物

- ・特に重篤度の高い原因食物：そば、落花生（ピーナッツ）

学校での提供を極力減らす。提供する際は、使用していることが明確な料理や料理名とする。

- ・特に発症数の多い原因食物：卵・乳・小麦・えび・かに

次のように提供方法等を工夫する。提供する際は、使用していることが明確な料理や料理名とする。

○できる限り、１回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。

同じ原因食物の使用は最小限とし、対応を単純化する。

○同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、一週間の中にその原因食物が使用されていない日を作るなど考慮する。

○加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮する。例：練り製品、蓄肉製品

③調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい食品については、完全除去を原則とする学校給食においても除去対応は行わない。対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難であり、弁当対応を考慮する。

ただし、対応の決定にあたっては、保護者と相談のうえ、医師に改めて確認する。

④調理等の工夫

栄養教諭・学校栄養職員等は、献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑にならないように、作業工程や作業動線図で確認する。

- ・原因食物を使用しない調理方法にする。
- ・原因食物が料理に使用されていることが一目で分かるようにする。
- ・原因食物が入っている料理と、除去した料理で形を変えてわかりやすくする。

⑤調理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫し、献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

【献立表】

- ・料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有すること。
- ・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにすること。

【料理名】

- ・原因食物が使用されていることが明確な料理名とすること。

⑥ 調理及び調理済みの対応食の管理

- ・対応食専用の調理器具や食器具類を使用する。
- ・対応用食材は、他の食材と区別して保管する。
- ・対応食担当者及び調理する作業を区別化する。
- ・配食用の個人容器、トレイを用意し、名前を明記して誤配、誤食を防ぐ。
- ・アレルギー原因食物の混入や、誤配がないように複数人でチェックする。
- ・担任は、アレルギー原因食物の混入や取り違えが起きないように適切な管理を行う。

⑦ 弁当対応の考慮対象

以下に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

(ア) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表記）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用している しらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共有ができない
- e) 油の共有ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- (イ) 施設の設備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はない。

※a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認すること。

（５）学校の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

①実施献立・調理手順等の確認

前日あるいは当日の朝、栄養教諭、学校栄養職員と調理に関わる全員でアレルギー対応作業を明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図などを参照しながら綿密な打合せを行うとともに、原因食物の混入がないよう常に確認を行いながら、安全で確実な除去食を作る。

(6) 教育委員会は、食物アレルギーについて一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

①基本方針の策定

教育委員会は、(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」長野県教育委員会「学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき基本方針を策定する。

②関係機関等との連携

【学校との情報共有】

学校における食物アレルギー対応については、本基本方針に基づき、食物アレルギー対応委員会が中心となり行うこととするが、教育委員会においても学校からの報告を受け、対象児童・生徒のエピペン®の携帯状況、学校給食の対応状況等を把握し、必要な環境整備・指導・支援を行う。

学校における食物アレルギーの状況については、毎年度当初、学校からの報告により把握することとするが、年度途中に重篤なアレルギー症状を起こす、エピペン携帯など状況に大きな変化があった場合や転入学児童・生徒で該当する場合には、随時把握する。

【医療機関・消防機関等との連携】

医療機関（医師会）等と本基本方針や運用について共通理解を図る。

③研修の実施

学校が本基本方針を正しく理解し、適切に運用するとともに、緊急時に迅速・的確な判断と対応ができるよう、教職員、栄養士、調理員など対象児童生徒に関わるすべての者に対し研修を実施する。

3. 学校生活における注意

(1) 食物・食材を扱う授業・活動

- ①事前に原因食材が含まれるか確認する。
- ②微量混入（コンタミネーション）、空間浮遊及び調理器具の共有、エプロン、衣類、手指などを介した接触を注意する。

(2) 運動（体育・部活動等）

- ①過去に運動誘発による発症がある児童生徒への配慮をする。
- ②原因食材が判明している場合は、食べた後は運動をしない。又は運動をする場合は食べないように配慮する。
- ③運動前2時間（できれば4時間）以内は原因食品の摂取を避ける。
- ④原因がわからない場合は、給食後2時間運動を避け、必要に応じて対象児童生徒の体育の授業を午前中にするなどの配慮をする。

(3) 宿泊を伴う校外活動

- ①事前に食事の献立及び食材等を宿泊先等に問い合わせる。
- ②原因食材が含まれている場合は、除去または代替が可能か問い合わせる。

- ③問合わせた予定献立について、事前に保護者から承諾を得る。
- ④除去対応されない場合、自分で除去して対応できるか確認する。
- ⑤校外行事等で飲食を伴う場合、本人及び周辺児童生徒への指導を徹底する。
- ⑥重症者を伴う場合は、万が一を想定し、搬送する医療機関を事前に調査しておく。